

# 療育を始めるまでの手続きの流れ



## 問い合わせ・ご相談

まずは電話やメールでお問合せ下さい。  
ご不明な点や見学・体験、ご相談日をご案内いたします。

## 施設のご見学・体験

私たち「あいりぼん」では、お子さまの興味や関心のほか、保護者の皆さまがお考えの伸ばしたい部分とサポートやトレーニングをしていきたい部分の両面をしっかりと見つめて支援いたします。

実際に施設を目で見ていただき、広さや設備、スタッフなど「お子様を安心して任せることができるか」といった不安をご確認いただければと思います。

## 受給者証の申請

療育を受けるためには『通所受給者証』が必要です。市役所で交付されますので、次の市役所窓口へ直接ご相談されるか、又はご見学の際に、詳しく説明させていただきます。

市役所相談窓口：障害福祉課：電話 099-216-1304

市役所のホームページは [☞市役所 HP](#)

## 指導案作成・契約

ご利用をお考えの場合は、お子さまの個性や保護者様のご要望、日時、送迎の有無などをお教えいただき、「あいりぼん」での利用プランを作成し、指導内容をご提案いたします。

指導内容については、保護者さまとご相談しながら、ご同意いただいた上で契約の運びとなります。

## 療育の利用開始

ご家庭での様子や学校での様子を踏まえながら、お子さまが楽しいと感じていただけるような療育プログラムを提供してまいります。



連絡先 電話 099-243-5757

担当者 遠藤 博一(代表者)

受付時間 火～金曜 9:30～18:30

(土曜日 8:30～17:30)